

地方独立行政法人栃木県立がんセンター中期目標

前文

栃木県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）は、これまで県民が求める高度で専門的ながん医療を提供するとともに、都道府県がん診療連携拠点病院として栃木県のがんの医療水準の向上・均てん化を推進するなど、県内におけるがん医療に対して極めて重要な役割を果たしてきた。

近年は、超高齢社会の到来、医療技術の進歩、県民の医療に対する意識の変化など、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、県民に対する医療サービスの充実が求められている。

また、医師などの医療従事者の不足や国の医療制度改革などにより、がんセンターの経営環境の厳しさが増す中、将来にわたり持続可能な経営基盤の確立が求められている。

このようなことから、今後とも公的使命を果たしながら、医療環境の変化に迅速に対応するとともに経営の健全化を図るため、柔軟で弾力的な病院運営が可能となる地方独立行政法人を設立することとした。

この中期目標は、医療サービスの向上、医療従事者の確保と育成、地域医療機関との連携、業務運営の改善や効率化など、がんセンターが達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものである。

がんセンターにおいては、地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性、透明性を十分に活かして柔軟で弾力的な病院運営を行うことにより、質の高いがん医療を安定的に提供するとともに、県内における医療水準の向上・均てん化を推進するなど、県民の健康の確保及び増進に寄与することを強く求めるものである。

第1 中期目標の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とすること。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県民の医療ニーズを踏まえて、高度で専門的な医療など質の高い医療を提供すること。

また、患者が安心して医療を受けられるよう、医療の安全を確保するとともに、患者・県民の視点に立って医療を提供するほか、人材の確保と育成に取り組むこと。

さらに、県全体のがん医療水準の向上や在宅医療の充実を図るため、地域連携を推進するとともに、地域医療に貢献すること。

1 質の高い医療の提供

(1) 高度で専門的な医療の推進

局所進行がんや転移がんの患者に対する医療の提供など、患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、高度で専門的な医療を提供すること。

(2) チーム医療の推進

多職種 of 医療従事者間で連携、協働し、それぞれの専門性を最大限に発揮できるよう、患者及びその家族も一員としたチーム医療を推進すること。

(3) 緩和ケアの推進

患者の苦痛の軽減や療養生活の質の維持向上を図るため、緩和ケアチーム、緩和ケア外来、緩和ケア病棟等を有機的に統合する緩和ケアセンターの体制の充実など、がんと診断された時からの緩和ケアを推進すること。

(4) がん患者のリハビリテーション提供体制の充実

患者の運動機能の改善及び生活機能の低下予防のため、がんと診断された時から患者の病態に応じたリハビリテーション提供体制を充実すること。

2 安全で安心な医療の提供

(1) 医療安全対策等の推進

患者が安心して医療を受けられるよう、医療安全に関する情報の共有化や医療事故の発生原因の分析等を行い事故防止の徹底を図るなど、医療安全対策を推進するとともに、感染管理体制を充実するなど、院内感染対策を強化すること。

(2) 医療機器、医薬品等の安全管理の徹底

安全な医療を提供するため、放射線治療機器の品質管理の徹底など、医療機器や医薬品等の管理を徹底すること。

(3) 法令・社会規範の遵守及び適切な情報管理

県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守するとともに、適切な情報管理を行うこと。また、情報セキュリティ対策を徹底すること。

3 患者・県民の視点に立った医療の提供

(1) 患者及びその家族への医療サービスの充実

患者及びその家族に必要な情報を分かりやすく説明し、患者自らの判断で治療方針等を決定できるよう、インフォームド・コンセントを徹底するとともに、セカンドオピニオン外来の充実など、患者及びその家族への医療サービスを充実すること。

(2) 患者の就労等に関する相談支援体制の充実

患者の就労も含めた社会的支援に関する情報を提供するため、ハローワークなどとの連携を図るとともに、相談支援体制を充実すること。

(3) 患者及びその家族の利便性・快適性の向上

職員の接遇マナーの向上を図るとともに、外来診療、検査、会計などの待ち時間の短縮やプライバシーへの配慮など、患者及びその家族の利便性・快適性の向上に努めること。

(4) 県民へのがんに関する情報の提供

県民のがんに対する理解やがん検診の受診を促進するため、県民に対し、市民公開講座等を通じてがんに関する普及啓発に努めるとともに、ホームページを充実するなど、適切な情報提供を行うこと。

(5) ボランティア等民間団体との協働

ボランティアが運営するがん患者等と同じ立場の人同士の交流の場の充実など、ボランティア等民間団体との協働による取組を推進すること。

4 人材の確保と育成

(1) 医療従事者の確保と育成

県民から求められる役割を十分に果たすため、専門性を有する医療従事者の確保と育成に努めること。

(2) 研修体制の強化

高度で専門的な医療を提供するため、体系的に部門別研修やテーマ別研修を行うなど、研修体制を強化すること。

(3) 人事管理制度の構築

職員の勤務成績などを考慮し、職員の人材育成やモチベーションの向上に資する、がんセンターに適した人事管理制度の構築に努めること。

(4) 安全で安心な職場環境づくり

医療従事者の勤務環境の改善やワーク・ライフ・バランスの推進など、職員が安全かつ安心して働くことができ、心身ともに健康を維持できるよう職場環境の整備に努めること。

(5) 医療従事者の臨床倫理観の向上

患者の尊厳などを守るため、医療倫理の教育や研修を定期的実施するなど、医療従事者の臨床倫理観の向上を図ること。

5 地域連携の推進

(1) 地域の医療機関との連携強化

患者がどこに住んでいても質の高い医療を受けることができるよう、がん種別の地域連携クリティカルパスや地域医療連携ネットワークシステムの活用など、地域の医療機関との的確な役割分担を行い、病診・病病連携を強化すること。

(2) 患者の在宅療養を支援するための病診連携の強化

がんになっても住み慣れた地域で療養することができるよう、在宅療養支援機能を担う診療所や訪問看護ステーションの活動支援など、患者の在宅療養を支援するための病診連携を強化すること。

(3) 在宅緩和ケアの推進

がんになっても住み慣れた地域で医療サービスを受け、安心して暮らすことができるよう、地域連携クリティカルパスの整備など、在宅における緩和ケアを推進すること。

6 地域医療への貢献

(1) 地域のがん医療の向上・均てん化のための支援

地域のがん医療の向上・均てん化を推進するため、がん医療に携わる医療従事者の育成に対する積極的な支援等を行うこと。

(2) がん対策事業への貢献

がん登録のデータ収集や分析を行うなど、国や県などが効果的ながん対策事業を実施できるよう、積極的に貢献すること。

7 災害等への対応

災害の発生や公衆衛生上重大な危機が生じた場合などにおいては、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応すること。

また、災害発生時に患者の安全を確保できるよう対策を講じること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人として、自律的、機動的な経営が行えるよう、業務運営体制を確立するとともに、効果的で効率的な組織を整備すること。

また、経営参画意識の向上を図り、職員が一体となって収入の確保及び費用の削減に取り組み、経営の改善を図ること。

1 業務運営体制の確立

経営責任の所在の明確化を図り、医療環境の変化に応じて迅速な意思決定を行うこと。

また、医療資源を最大限有効活用できるよう、各部署の権限や責任を明確化した実効性のある組織を整備すること。

2 経営参画意識の向上

職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画する組織文化を醸成すること。

3 収入の確保及び費用の削減への取組

(1) 収入の確保への取組

病診・病病連携の強化や積極的な情報発信と質の高いがん医療の提供などにより、患者を確保すること。

また、病床利用率の向上策や診療報酬の精度管理の充実、未収金の発生防止と回収の徹底などにより、収入を確保すること。

(2) 費用の削減への取組

適正な在庫管理の徹底、医薬品や診療材料の調達コストの削減、職員全員のコスト意識改革及び原価計算の確立などにより、費用を削減すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

県民が求める高度で専門的ながん医療を安定的に提供していくためには、健全な経営と医療の質の確保の両立が重要であることから、中期目標期間中に経常収支を黒字化すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

病院施設の老朽化の状況や求められる機能を踏まえ、長期的な視点から、今後担うべき診療機能にふさわしい施設整備のあり方を検討すること。

また、医療機器については、県民の医療ニーズ、医療技術の進展に応えるため、費用対効果等を総合的に勘案し、計画的な更新・整備に努めること。